

令和2年6月8日

利用者及び御家族の方へ

保育所型認定こども園 下鴨夢
京 都 市

6月15日以降における保育の取扱方針について

平素は、本市の児童福祉行政に御協力・御尽力いただき、誠にありがとうございます。多くの保護者の皆様に御協力をいただいた結果、保育施設における感染拡大の防止に大きくつながりました。改めて御礼申し上げます。

6月15日以降の保育の取扱いにつきまして、下記のとおり取り扱いますので、引き続き、御理解・御協力をいただきますようお願いします。

記

1 保育の対象世帯の変更について

(1) 基本的な考え方

これまで、本市では、保育園等については、園児及び保護者の生活維持や社会基盤のため必要なサービスであると判断し、施設における感染防止対策を徹底するとともに、自宅での保育が可能な方は利用を控えていただくよう依頼するなど、子どもたちの感染リスクを可能な限り下げる中で、運営を継続してまいりました。

一方、多くの皆さまの懸命な御尽力により、感染者数は大幅に減少していることを踏まえ、6月1日から受入基準を緩和したところですが、以降も感染者の発生が抑えられていること等から、今回、受入基準を変更するものです。

(2) 保育の対象世帯等

令和2年6月15日（月）から、通常どおりの保育の対象世帯（＝通常保育）に変更します。

なお、6月15日までに、クラスターの同時多発的な発生や京都府の行動自粛の変更等、市内の感染拡大状況に大きな変化があった場合は、改めて本市から通知します。

(3) 利用者負担額（保育料）の取扱い

「通常保育」の欠席は、利用料の還付等の対象ではありません。

2 今後の新型コロナウイルスの拡大を踏まえた対応について（6月15日以降）

保育園等は、利用者及びその家族の生活維持や社会基盤のため必要な施設であることを踏まえ、京都府の行動自粛再要請基準、注意喚起基準（別紙1参照：状況等について京都府ホームページ等において表示）を目安に、以下の3段階で対応することを基本的な考え方とします。

<京都府の行動自粛再要請基準を目安にした保育の対象世帯等のイメージ>

京都府における基準はあくまでも目安であり、保育の対象世帯の変更と必ずリンクするものではありません。

保育の対象世帯を変更する際には、その都度、本市から連絡します。

(1) 行動自粛再要請段階（フェーズ赤信号）

重点的な感染防止対策を実施する必要があることから、以下の「5月31日（日）までの保育対象世帯等」により対応することを基本的な考え方とします。

<5月31日までの保育対象世帯等>

●保育対象世帯

原則として、全ての保護者が①②のいずれかに該当する世帯を対象に、開所します。

① 就労のため、職場への出勤が必要な場合

② 福祉的配慮（障害、出産、介護、その他の配慮の必要な事項）の必要な場合

●自宅での保育の依頼

在宅勤務等、上記①②に該当しない世帯は、家庭で保育いただくようお願いします。

なお、①②に該当する場合であっても、利用者の方はもとより、世帯の中で風邪の症状（発熱、咳、鼻水、下痢など）等が見られる方がいる場合は、感染拡大防止の観点から、利用を控えてください。

(2) 注意喚起段階（フェーズ黄信号）

感染防止対策への一定の注意が必要なことから、原則として、可能な限りの「家庭保育の協力依頼」を実施することを基本的な考え方とします。（保護者の就業先が臨時休業している場合等は、引き続き、「家庭保育の協力依頼」を実施するものです。）

(3) 社会経済と感染防止の両立段階（フェーズ青信号）

通常どおりの対応とすることを基本的な考え方とします。（引き続き感染症対策の徹底しながら保育等を実施することとなります。）

3 感染症対策の徹底

- 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけるようにしてください。
- 手洗いや咳エチケット等、基本的な感染症対策を徹底してください。

4 登園前の健康観察の実施等

- 通常保育への移行を図ってまいりますが、依然として感染リスクは残っております。引き続き、登園前に、発熱や咳などの風邪の症状はないかなど、健康観察を行ってください。
- お子様やご家族に発熱や咳等の風邪の症状がみられる場合や利用に当たって不安を感じられる場合（発熱等の症状が改善してから24時間経っていない等）は当園に連絡のうえ、利用を控えてください。（特に、お子様や御家族の方でPCR検査を実施される場合や検査結果が判明した場合（陰性の場合も含む）には、速やかに当園まで連絡いただきますようお願いいたします。なお、園児又は当園の職員においてPCR検査

で陽性反応が出た場合は、最終登園日（出勤日）の翌日から14日間は園を休園することを基本的な考え方としています。）

- ・ 別紙2の「目安」に該当すると思われる場合の本市の相談先は、「帰国者・接触者相談センター（電話075-222-3421、土・日・祝日を含む24時間対応）となります。

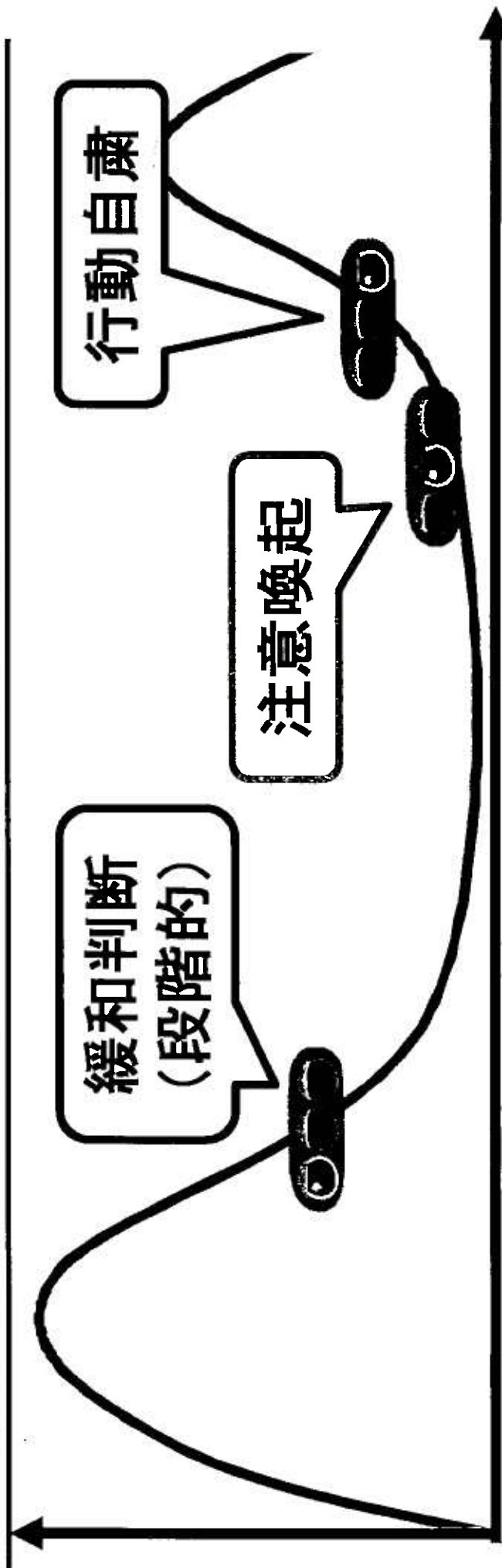
5 その他

- ・ 当園においては、新型コロナウイルス感染症を理由とする差別や偏見などの人権侵害が生じないよう、十分に配慮して指導しておりますので、保護者の皆様におかれましても、御理解と御協力をお願いいたします。
- ・ 新型コロナウイルス感染症におきましては、日々状況が変化していることから、今後の状況により、改めて保護者の皆様に御協力をお願いする場合がありますので、御承知おきください。
- ・ 新型コロナウイルスの感染状況にかかわらず、保育園等の利用は、就労や通勤等により、保育を必要とする理由に該当し、保育が必要となる時間に限られます。土曜日などでお仕事がお休みの日や、早めのお迎えが可能な日等は、御家庭での保育に御協力いただきますようお願いいたします。



京都“withコロナ”のイメージ

別紙1



注意喚起基準	感染拡大の“兆し”を早期に探知して警戒を呼びかけ、行動変容を促す
行動自粛の再要請	段階的な外出自粛、営業自粛等により、徹底してさらなる感染拡大を防止する

→ 基準を満たした場合には、感染の具体的な状況等を総合的に判断し、対策を実施



京都府における基準

指標	緩和判断 (連続7日間・全て)	注意喚起 (全て)	行動自粛 (いざれか)
① 新規陽性者数 (7日間平均)	5名未満	2名以上	5名以上
② ①の前週増加比		1以上	2以上※
③ 新規陽性者における 感染経路不明者数 (7日間平均)	2名未満	1名以上	2名以上
④ PCR検査陽性率 (7日間平均)	7%未満		7%以上
⑤ 重症者病床使用率	20%未満		20%以上

※注意喚起基準を満たす場合に限る

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。
- 基礎疾患（持病）をお持ちの方で症状に変化がある方、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な方は、まずは、かかりつけ医等に電話で御相談ください。

2. 帰国者・接触者相談センター等に御相談いただく目安

- 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談ください。（これらに該当しない場合の相談も可能です。）

☆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 （※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

- 相談は、帰国者・接触者相談センター（地域により名称が異なることがあります。）の他、地域によっては、医師会や診療所等で相談を受け付けている場合もあるので、ご活用ください。

（妊婦の方へ）

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センター等に御相談ください。

（お子様をお持ちの方へ）

小児については、小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話などで御相談ください。

※なお、この目安は、国民のみなさまが、相談・受診する目安です。これまで通り、検査については医師が個別に判断します。

3. 医療機関にかかるときのお願い

- 複数の医療機関を受診することにより感染を拡大した例がありますので、複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖・肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

(お知らせ)

令和2年6月1日

京都市

総合企画局情報化推進室

075-222-3255

保健福祉局医療衛生推進室

075-222-4244

「京都市新型コロナあんしん追跡サービス」の提供開始について

この度、令和2年5月21日に発表しました「京都市新型コロナあんしん追跡サービス」について、以下のとおり実施しますのでお知らせします。

1 提供開始日

令和2年6月1日

2 サービスの概要

店舗や集客施設等の利用者から新型コロナウイルス感染症の感染者が確認された場合に、接触の可能性がある人を迅速に把握、連絡し、自らの健康管理と、必要に応じてかかりつけ医や保健所等への相談を促すことで、感染者の拡大を抑えるための仕組みです。（別紙1（利用の流れ）参照）

3 利用手続

【店舗や集客施設等の皆様】

- ① 専用のホームページから登録申請していただきます。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000270672.html>

にアクセスし、店舗や集客施設等の名称、所在地、連絡先などを登録していただきます。

- ② 申請された店舗や集客施設等専用のQRコードが発行されます。

システムから自動的に発行され、①で登録されたメールアドレスに届きます。

- ③ 店舗や集客施設等の入口等にQRコードを掲示してください。（手続完了）

掲示いただく際には、別紙2のサンプルを参考にしてください。

※ このサンプルに「施設名」を御記入のうえ、QRコードを貼り付けていただき、そのまま掲示していただくことも可能です。

【店舗や集客施設等の利用者の皆様】

- ④ 掲示されたQRコードをスマートフォンで読み込みます。
- ⑤ 「利用者登録」します。
メールアドレスなどを登録していただきます。
- ⑥ 自動的に登録完了メールが届きますので御確認ください。(手続完了)

※ その後、店舗や集客施設等の利用者から感染者が確認された場合は、同じ日に居合わせた利用者に対して、登録されたメールアドレスに京都市からお知らせメールを送付します。

〔送付されたメールに関するお問合せ先〕

京都市新型コロナウイルス感染症専用電話相談窓口

075-222-3421（土・日・祝日を含む24時間）

【利用に当たっての注意事項など】

- (1) 事前に受信拒否や指定受信等、迷惑メール対策の設定を確認してください。ドメイン指定受信される場合は、「qrbox.cloud」を受信できるように設定してください。
- (2) 登録いただいた店舗や集客施設等の情報、「利用者登録」いただいた情報は目的外には使用しません。また、「利用者登録」情報は約1箇月で削除します。

4 対象店舗・集客施設等

京都市内に所在する店舗、集客施設等（業種、規模は問いません）。また、京都市内で開催される一時的なイベント等でも御利用可能です。

5 施設におけるお知らせ（注意喚起）メールの発出基準

基 準	対象	施設種別（例示）	座席数		面 積			
			100 席 未満	100 席 以上	1,000 m ² 未満	1,000 m ² ～ 1万 m ²	1万 m ² 以上	
レ ベ ル A	◆ クラスター発生の事例があるなど、リスクの高い施設	〈座席〉 <ul style="list-style-type: none">・ キャバレー等接待を伴う飲食店・ スナック、バー、パブ・ 居酒屋 〈面積〉 <ul style="list-style-type: none">・ ライブハウス・ スポーツクラブ・ カラオケボックス		1人	2人	1人	2人	5人
レ ベ ル B	◆ クラスター発生施設の類似施設など、比較的リスクの高い施設 ◆ 飲食店	〈座席〉 <ul style="list-style-type: none">・ 飲食店（大学内の学生食堂等を含む。） 〈面積〉 <ul style="list-style-type: none">・ 体育館、ボウリング場、屋内運動施設・ テーマパーク・ ダンスホール、性風俗店・ 個室ビデオ、ネットカフェ・ 場外馬券場		2人	3人	2人	3人	5人
レ ベ ル C	◆ 上記以外の施設（不特定多数の利用する施設等）	〈座席〉 <ul style="list-style-type: none">・ 劇場、映画館 〈面積〉 <ul style="list-style-type: none">・ 百貨店、ショッピングモール、その他物販店・ 集会所、ホテル・旅館の宴会場・ 旅行代理店等待合場所で待機する時間の長いサービス業の店舗		3人	4人	3人	4人	5人

※1 発生事案の具体的な状況を踏まえて、適切な運用を図ります。

※2 イベントにおけるお知らせ（注意喚起）メールの発出基準については、検討中です。

6 費用

登録に際して費用は発生しません。ただし、登録時の通信費用、店舗や集客施設等においてQRコードを印刷し、掲示する費用は御負担いただきます。

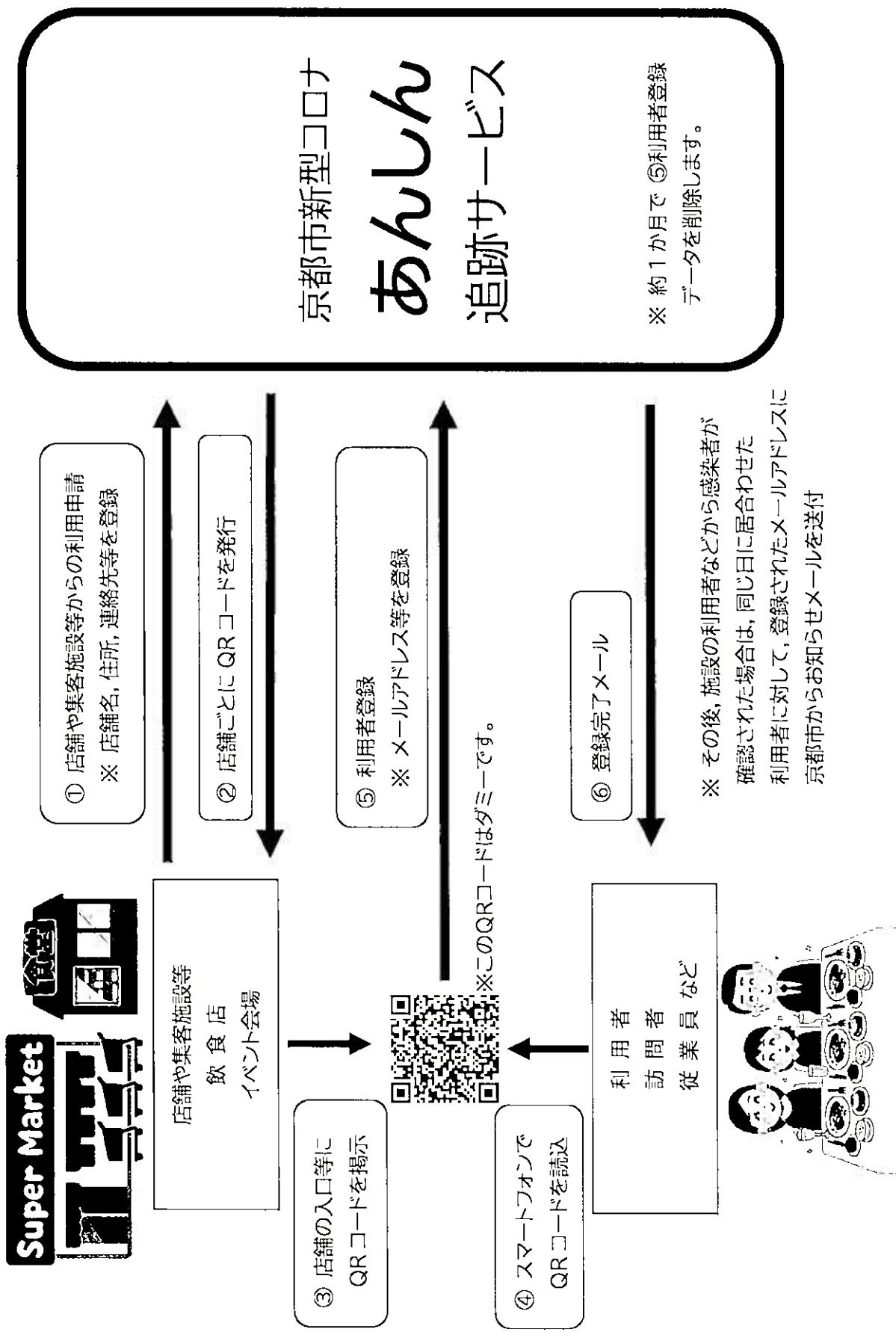
7 導入システム

「QRBOX for コロナ追跡サービス」
(運営：株式会社A B システムソリューション)

8 お問合せ先

- (1) 導入システムの詳細について
総合企画局情報化推進室（075-222-3255）
- (2) システムの運用について
保健福祉局医療衛生推進室（075-222-4244）

(利用の流れ)





京都市新型コロナ

別紙2

あんしん追跡サービス

Kyoto City Notification Service of COVID-19 Positive Cases

○ サービスの目的

この施設の利用者などから新型コロナウイルスの感染者が確認された場合、接触のおそれがある方にお知らせメールを送付します。

If a COVID-19 positive case is confirmed at this facility, a notification message will be sent to you.

施設名:

Name of Facility:



※ 約1か月で登録された

メールアドレスは削除します。

※ The registered e-mail address
will be automatically deleted
in a month.

○ ご利用される皆様へ (How to register your e-mail address)

① スマートフォン等でQRコードを読み取ってください。

Scan the QR code on your smartphone.

② 登録用ホームページにて、メールアドレスを登録してください。

なお、登録は、御来店、御来場のつど必要となりますので御注意ください。

Please register your e-mail address on the website. *

*Please be aware that you need to register your email address every time you visit the facility.

③ 事前に受信拒否や指定受信等、迷惑メール対策の設定を確認してください。メールは「qrbox.cloud」から送付しますので、ドメイン指定受信される場合は、「qrbox.cloud」を受信できるように設定してください。

Please check your spam filtering settings first, such as a blacklist or a whitelist on your email account. A notification message will be sent from the domain of "qrbox.cloud," so please be sure to whitelist "qrbox.cloud" to receive the message.

○ 京都市からのお知らせ (When and how will the City send you a message?)

・メールアドレスを登録された施設の利用者などから、新型コロナウイルスの感染者が確認された場合に、お知らせメールを送付します。

If a COVID-19 positive case is confirmed at the facility where you have registered your e-mail address, a notification message will be sent to you.